

告 示

埼玉県川越県土整備事務所長告示第五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和二年二月二十八日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和二年二月二十八日

埼玉県川越県土整備事務所長 磯 田 和 彦

一 道路の種類 県道

二 路線名 さいたまふじみ野所沢線

三 道路の区域

新	旧	旧新別
番一地先まで	入間郡三芳町大字上富字東永久保二一六一番一地从先から同郡同町大字上富字東永久保二一六一番一地先まで	区 間
一八・〇〇〃 二九・五五	一八・〇〇〃 二九・五五	敷地の幅員 (メートル)
三五・一三		延長 (メートル)
ある。		備考

平成二十一年十二月二十二日付け川越県土整備事務所長告示第三十七号の道路予定区域の一部変更である。